

第50回 個人型年金規約策定委員会次第

令和2年8月4日

国民年金基金連合会

議 事

1 議 案

- (1) 令和元年度 個人型確定拠出年金 事業報告書 (案)
- (2) 令和元年度 国民年金基金連合会決算 (案) [確定拠出年金事業
経理]
- (3) 令和2年度 個人型確定拠出年金 事業計画変更 (案) 及び予算
変更 (案) [確定拠出年金事業経理]
- (4) 個人型年金規約の一部を変更する規約 (案)

2 報告事項

- (1) 個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項
- (2) 指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

3 その他

個人型年金規約策定委員会 委員一覧

(令和2年8月4日現在)

	氏 名	役 職
委員	あらい 恒 荒 井 一	日本商工会議所理事
委員	いとう 彰 伊 藤 久	日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局局长
委員	すずき 由 鈴 木 里	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 弁護士
委員	たかせ 高 高 瀬 明	元共同通信社編集委員室(社会保障担当) 編集委員、論説委員
委員	つじ 松 辻 雄	全国銀行協会理事
委員	ながぬま けんいちろう 長 沼 建 一 郎	法政大学社会学部教授
委員	はら 佳奈子 原 奈 子	株式会社 TIMコンサルティング 取締役
委員長	もりと 英 森 戸 幸	慶應義塾大学法科大学院教授
	まつした 睦 松 下 睦	国民年金基金連合会理事長

(50音順)

第50回規約策定委員会
資料 1
令和2年8月4日

第1号議案

令和元年度 個人型確定拠出年金 事業報告書(案)

個人型確定拠出年金に関する事業状況

- 1 制度の実施機関としての事業の実施
 個人型確定拠出年金 (iDeCo)の実施機関として、加入者の資格確認や掛金の限度額管理・収納等の事務を的確に実施した。
 特に、加入手続等のオンライン化の検討の推進や、iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進、事務処理体制の強化・基盤整備、各種事務の確実かつ円滑な実施に取り組んだ。

※ 加入者等の状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

加入者	1,562,814 人
①第1号加入者	177,857 人
②第2号加入者 (うち企業年金なし)	1,331,649 人 (812,492 人)
(うち企業年金あり)	(178,844 人)
(うち共済組合員)	(340,313 人)
③第3号加入者	53,308 人
④元年度新規加入者	404,984 人
⑤元年度加入喪失者	52,210 人
⑥元年度加入者増加	352,777 人
運用指図者	575,022 人
①元年度新規運用指図者	135,049 人
②元年度運用指図喪失者	77,063 人
③元年度運用指図者増加	57,987 人
登録事業所	482,399 事業所

2 加入手続等のオンライン化の検討の推進

加入申出書、移換申出書のオンライン化に向け、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、口座振替依頼書のオンライン提出システムや、運営管理機関から連合会への加入申出書等のオンライン提出システムの構築、事務フロー等の検討を推進した。

- 3 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進
 更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進した。

(1) iDeCo 公式サイト の充実

iDeCo 公式サイトについて、トップページや「iDeCo ってなに」等のコンテンツを分かりやすく見直すとともに、検索順位を上げるための見直し、中小事業主掛金納付制度 (iDeCo プラス) に係る新たなページの製作、有識者コラムの追加、厚生労働省年金ポータルとの連携等を行った。

- (2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動の検討
 iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携して iDeCo の普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナー等の新たな取組を検討・調整した。

(3) iDeCo の認知度、理解度の向上のための更なる取組

若い世代等を対象にシンポジウムを 2 回開催するとともに、運営管理機関等の名称掲載が可能なパンフレット改訂版の運営管理機関への提供や、加入希望者専用コールセンター (iDeCo ダイヤル) の運営、団体主催の研修会への講師派遣等を実施した。

4 事務処理体制の強化・基盤整備

事務処理体制の整備のため外部委託している事務処理センター及びコールセンター等の体制強化を推進した。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等を実施するとともに、事業所情報の検索・確認処理の効率化等の取組を推進した。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、オペレーター増員等を行うとともに、モニタリング、連絡調整等を実施した。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下での事務の円滑な実施を推進した。

※ 運営管理機関等の状況

(令和2年3月31日現在)	
運用関連運営管理機関	158 機関
記録関連運営管理機関	4 機関
事務委託先金融機関	5 機関
特定運営管理機関	1 機関

5 各種事務の確実かつ円滑な実施

iDeCo プラスや第2号加入者の届出に係る業務、自動移換者対策等の事務の確実かつ円滑な実施を推進した。

(1) iDeCo プラスに係る業務の実施

iDeCo プラスに係る業務について、実施事業主の増加等に対応して着実に実施した。

※ iDeCo プラス実施事業主数

1,462 (令和2年3月31日現在)

(2) 第2号加入者の届出に係る業務の実施

実施主体について検討・調整を行うとともに、対象件数の増加等に対応して本業務を着実に実施した。

(3) 自動移換者対策の実施

企業型確定拠出年金の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を着実に実施した。

※ 自動移換者等の状況

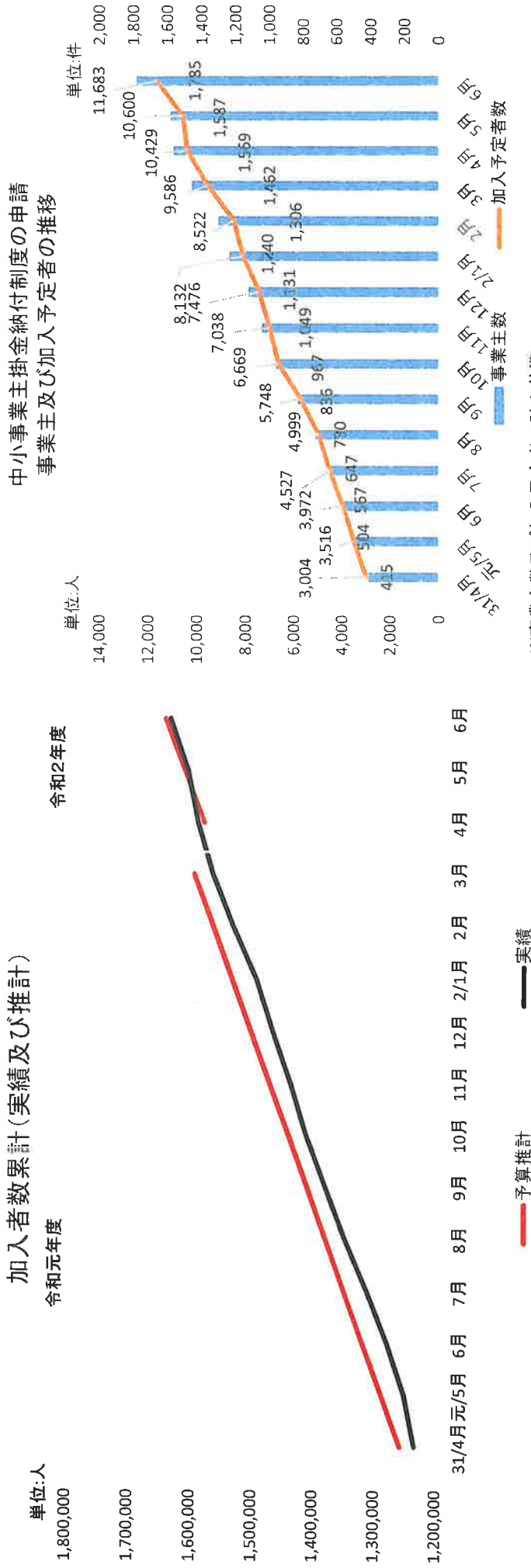
(令和2年3月31日現在)

自動移換者 (管理資産額)	897,291 人(※) (2,229 億 7,500 万円)
①元年度新規自動移換者 (資産額)	151,322 人 (501 億 3,400 万円)
②元年度個人型・企業型年金移換件数 (資産額)	36,944 人 (250 億 8,900 万円)
③元年度死亡一時金件数 (金額)	497 件 (6 億 5,400 万円)
④元年度脱退一時金件数 (金額)	878 件 (1 億 1,200 万円)
⑤元年度 70 歳裁定件数 (金額)	494 件 (1 億 6,200 万円)
⑥元年度自動移換者増加 (資産額)	112,509 人 (233 億 9,700 万円)

※うち資産額 0 円の者 (加入記録のみ管理) 385,561 人 (43.0%)

iDeCo加入者の推移及び事務処理の状況について

1. 加入者の推移及び見込み件数(令和元年度～令和2年度(6月まで))



(1) 加入の状況

- ① 平成31年4月～令和2年3月までの新規加入者数は、月平均約34,000人。今年度(6月まで)の新規加入者数は、月平均約29,000人となっている。(前年度(6月まで)の新規加入者数は月平均約28,000人)
- ② 新規加入者の今年度(6月まで)内訳割合は以下の通り。
 - ・ 1号被保険者 11% (10%)
 - ・ 2号被保険者(企業年金なし) 49% (50%)
 - ・ 2号被保険者(企業年金あり) 15% (14%)
 - ・ 2号被保険者(公務員等) 20% (22%)
 - ・ 3号被保険者 5% (4%)

(2) 中小事業主掛金納付制度の状況

令和元年度において、申請事業主数は月平均約100件のペースで増加している。

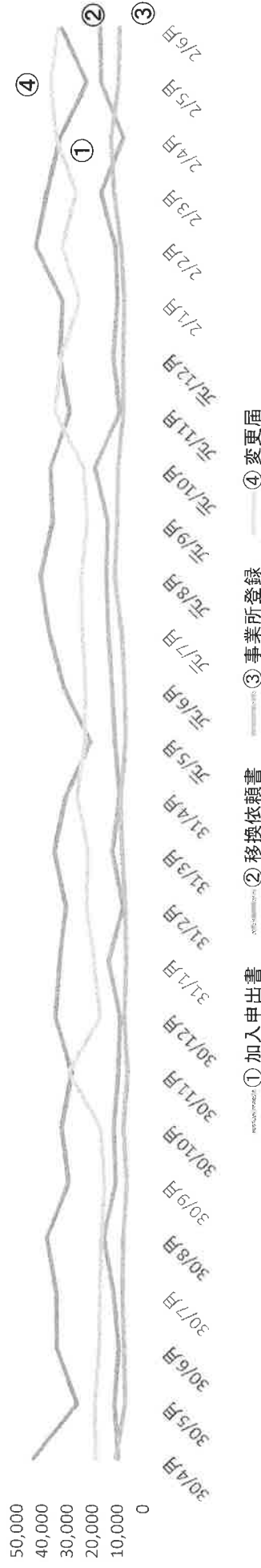
※事業主数及び加入予定者の計上基準
地方厚生局が受理した抛出開始月ベースの事業主数及び加入予定者数(申請時点)で計上。

2. 届書の処理状況 (1) 届書処理件数の推移

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度		127,205	114,984	130,347	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年同月比(%)		120%	127%	124%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和元年度		106,290	90,454	105,212	125,876	134,091	119,687	126,559	112,930	121,273	111,970	134,509	143,671
前年同月比(%)		86%	94%	103%	119%	115%	133%	122%	118%	109%	105%	132%	128%
平成30年度		122,884	96,105	102,317	105,909	117,018	89,790	103,839	95,709	111,510	107,089	101,524	112,411
年度平均		124,179											
年度平均		104%											
年度平均		119,377											
年度平均		113%											
年度平均		105,509											

単位:件

届書の内訳別の件数



- ① 加入申出書の処理件数は令和元年度は約34,000件/月、令和2年度は6月までで約29,000件/月。
- ② 移換依頼書の処理件数は令和元年度は約13,000件/月、令和2年度は6月までで約14,000件/月。
- ③ 事業所登録の処理件数は令和元年度は約9,000件/月、令和2年度は6月までで約10,000件/月。
- ④ 変更届の処理件数は、令和元年度は約26,000件/月で、令和2年度は6月までで約35,000件/月。

(2) 事務処理(届書入力)の効率化の取組について

- ・ 令和3年1月より、加入申出書と移換依頼書について、オンライン化を実施することにより、入力・登録工程を効率化。
- ・ また、オンライン提出の場合の運営管理機関からの受付期限を8日程度延長することを検討。
- ・ 事業主証明書や第2号加入者の年1回の資格確認の廃止を含めた効率化について、今後、厚生労働省と連携して検討。
- ・ 中小事業主樹金納付制度の受付・内容確認の事務について外部委託を実施。

以上

iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数等について

	2018年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2019年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2020年3月時点 (新規加入者数は4月～3月合計)	2020年4月時点 (新規加入者数は4月合計)	2020年5月時点 (新規加入者数は5月合計)	2020年6月時点 (新規加入者数は6月合計)
第1号加入者	120,144人 (うち新規加入者44,516人)	148,326人 (うち新規加入者40,246人)	177,857人 (うち新規加入者41,357人)	180,619人 (うち新規加入者3,164人)	182,236人 (うち新規加入者2,553人)	184,454人 (うち新規加入者3,663人)
第2号加入者	710,381人 (うち新規加入者383,446人)	1,024,319人 (うち新規加入者337,459人)	1,331,649人 (うち新規加入者347,832人)	1,351,166人 (うち新規加入者27,689人)	1,364,828人 (うち新規加入者17,998人)	1,388,037人 (うち新規加入者26,076人)
第3号加入者	23,198人 (うち新規加入者16,592人)	37,392人 (うち新規加入者14,733人)	53,308人 (うち新規加入者15,795人)	54,984人 (うち新規加入者1,336人)	56,126人 (うち新規加入者1,005人)	57,439人 (うち新規加入者1,549人)
計	853,723人 (うち新規加入者444,554人)	1,210,037人 (うち新規加入者392,438人)	1,562,814人 (うち新規加入者404,984人)	1,586,769人 (うち新規加入者32,189人)	1,603,190人 (うち新規加入者21,556人)	1,629,930人 (うち新規加入者31,288人)
登録事業所	323,579事業所	404,074事業所	482,399事業所	489,216事業所	493,780事業所	499,267事業所

参考：年単位拠出の届出をしている加入者数

2020年6月時点

区分	合計	第1号	第2号	第3号
人数計	48,253人	4,228人	42,298人	1,727人
年単位拠出届出率	2.96%	2.29%	3.05%	3.01%

第50回規約策定委員会

第1号議案 参考資料3

令和2年8月4日

中小事業主掛金納付制度の状況について

令和2年6月末現在

事業主数	対象者数	一定の資格の定め	勤続期間	
			職種	
1,785事業主	11,683人	488事業主 (298事業主)	71事業主 (42事業主)	417事業主 (256事業主)

※加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

※()内は、資格によって金額の差異がある事業主数。

第50回規約策定委員会
資料 2
令和2年8月4日

第2号議案

令和元年度 国民年金基金連合会決算(案)

[確定拠出年金事業経理]

貸借対照表

（令和2年3月31日現在）

【確定拠出年金事業経理事業会計】

大分類	資産			負債			前年度 決算額	前年度 増△減額	前年度 決算額	前年度 増△減額	前年度 決算額
	目	中分類	当年度 決算額	目	中分類	当年度 決算額					
流動資産			21,381,751,512	流動負債		20,985,178,940	16,916,663,846	4,465,087,666	16,916,663,846	4,207,922,409	16,777,256,531
		預貯金	21,344,902,060	未払金	未払金	476,039,494	16,889,938,433	4,454,963,627	16,889,938,433	△ 243,151,000	719,190,494
		未収金	32,929,163		仮受金	20,251,967,723	23,804,212	9,124,951	23,804,212	4,401,607,686	15,850,360,037
		前払金	3,920,289		未払消費税	46,219,723	2,921,201	999,088	2,921,201	37,868,723	8,351,000
					1年内返済予定長期借入金	210,952,000				11,597,000	199,355,000
固定資産			1,529,668,128	引当金							
		建物及び工作物	32,816,021				1,571,785,408	△ 42,127,280	1,571,785,408		
		器具及び備品	11,843,496					15,102,833	17,713,188	7,129,959	21,456,027
		電話加入権	33,600	固定負債				0	11,843,496		
		ソフトウェア	1,484,965,011					0	33,600	△ 87,343,436	1,460,645,000
基本金							1,542,195,124	△ 57,230,113	1,542,195,124	△ 132,306,000	1,460,645,000
										44,962,564	0
			2,018,845,859					43,569,652	1,975,276,207		
		繰越不足金	1,975,276,207	基本金				228,234,518	1,747,041,689		
	当年度不足金	43,569,652					△ 184,664,866	228,234,518	338,821,106	2,204,367,903	
計		24,930,255,499	計		24,930,255,499	20,463,725,461	4,466,530,038	20,463,725,461	4,466,530,038	20,463,725,461	

損 益 計 算 書

【確定拠出年金事業経理事業会計】 (自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

大 分 類	目 分 類	費 用 勘 定				収 益 勘 定			
		当 年 度		前 年 度		当 年 度		前 年 度	
		決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	対前年度増△減額
科 目		大 分 類		中 分 類		目 分 類			
事業事務費		1,479,865,478	225,473,137	1,254,392,341	手数料収入				
	役員給与	57,863,794	9,457,208	48,406,586	手数料	手 数 料	3,011,692,959	442,951,024	2,568,741,935
	役員諸手当	56,721,864	9,642,543	47,079,321					
	退職手当引当費	5,307,500	1,673,600	3,633,900	雑収入				
	旅費	312,760	231,803	80,957		雑 収 入	66,509,167	△ 15,766,019	82,275,186
	事業諸費	1,359,659,560	204,467,983	1,155,191,577					
策定委員会費		553,771	8,500	545,271	不足金				
	委員旅費	132,379	2,447	129,932		当 年 度 不 足 金	43,569,652	△ 184,664,866	228,234,518
	委員報酬補償費	362,100	△ 12,400	374,500					
	策定委員会需用費	59,292	18,453	40,839					
委託費									
	業務委託費	736,924,529	△ 44,645,268	781,569,797					
繰入金									
	基本金へ繰入れ	405,330,273	△ 51,018,867	456,349,140					
雑支出									
	雑支出	452,103,004	79,459,527	372,643,477					
租税公課									
	租税公課	46,994,723	33,243,110	13,751,613					
計		3,121,771,778	242,520,139	2,879,251,639	計		3,121,771,778	242,520,139	2,879,251,639

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金規程、確定拠出年金法、確定拠出年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、耐用年数は以下のとおりである。

建物及び工作物 13～18年

器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

連合会利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっている。

2. 固定資産の会計処理

(1) 取得時の基本金への繰入処理

厚生労働省年金局から国民年金基金連合会連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11条に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形資産取得時に取得価額相当額を損益計算書に「繰入金」として費用計上するとともに、同額を貸借対照表の「基本金」に計上している。

(2) 除売却時の基本金戻入処理

厚生労働省年金局から国民年金基金連合会理事長あて通知（平成4年8月4日年発第3955号）「国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて」第11条に定める別記勘定科目説明に従い、有形無形固定資産の除売却時に取得価額相当額を貸借対照表の「基本金」から取崩すとともに、同額を損益計算書に「雑収入」として収益計上している。なお、ソフトウェアについては、償却期限到来時に当該基本金を取り崩している。

3. 退職手当引当金

役員員の退職給付に備えるため、役員員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資産除去債務

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成24年5月17日）は適用していない。

(2) 消費税の処理方法

消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

引当金に含まれる有形固定資産の減価償却累計額 9,107,986円

(リースにより使用する固定資産)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している事務機器等については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料

1年内	18,686,916円
1年超	68,392,935円
計	87,079,851円

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。また、未収債権の主なもの、現存加入員の手数料であり、掛金から徴収されるため信用リスクはない。長期未払金を除く未払債務については、1年以内の支払期日である。長期未払金は設備投資に係る債務であり固定金利によっている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額については、それぞれ次のとおりである。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	21,344,902,060	21,344,902,060	-
資産計	21,344,902,060	21,344,902,060	-
(1) 未払金	476,039,494	476,039,494	-
(2) 長期借入金	1,539,291,000	1,539,291,000	-
負債計	2,015,330,494	2,015,330,494	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

変動金利によるもののみであり、短期間で市場金利を反映し、また、当連合会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。

貸 借 対 照 表

(令和2年3月31日 現在)

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
科 目	当 年 度		前 年 度 決 算 額	科 目	当 年 度		前 年 度 決 算 額
	決 算 額	対前年度増△減額			大 分 類	中 分 類	
大 分 類			円	大 分 類			円
流 動 資 産			円	特 定 管 理 資 産			円
	223,036,887,739	23,433,660,300	199,603,227,439			223,036,887,739	199,603,227,439
預 貯 金	219,659,026,483	23,172,924,460	196,486,102,023	委 託 先 管 理 資 産		561,525,758	525,211,892
未 収 金	3,377,861,256	260,735,840	3,117,125,416	特 定 管 理 資 産		222,475,361,981	199,078,015,547
計	223,036,887,739	23,433,660,300	199,603,227,439	計		223,036,887,739	199,603,227,439

※未収金は、特定運営管理機関が管理する資産である。

損 益 計 算 書

【確定拠出年金事業経理特定業務会計】 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

費 用 勘 定				取 益 勘 定			
科 目	中 分 類	当 年 度		前 年 度		目 中 分 類	当 年 度
		決 算 額	対前年度増△減額	決 算 額	対前年度増△減額		
大 分 類	大 分 類	納 付 金	金	納 付 金	金	納 付 金	金
交 付 金			円		円		円
	特定業務交付金	0		0		特定業務納付金	0
	計	0		0		計	0

【財務諸表作成の基礎】

本財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、国民年金法、国民年金基金法、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されている。

会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。

【重要な会計方針】

1. 財務諸表作成のための重要な事項
消費税の処理方法は、税込方式によっている。

【注記事項】

(金融商品の時価等)

1. 金融商品の状況に関する事項

当連合会では、積立金運用以外の資金運用については、定期預金及び短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入による方針である。未収債権については、国民年金基金連合会の財務及び会計規程に基づいて管理している。未収債権は、自動移換者の年金原資であり翌年4月に徴収されるため、信用リスクは極少である。特定管理資産は、確定拠出年金法第83条に基づく個人別管理資産の移換金である。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、それぞれ次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預貯金	219,659,026,483	219,659,026,483	-
(2) 未収金	3,377,861,256	3,377,861,256	-
資産計	223,036,887,739	223,036,887,739	-
(1) 特定管理資産	222,475,361,981	222,475,361,981	-
負債計	222,475,361,981	222,475,361,981	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 預貯金

満期のない預貯金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

- (2) 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

負債

- (1) 特定管理資産

決算日に移換等の手続きがなされた場合の移換等の金額（帳簿価額）を時価とみなしている。

令和元年度

財務諸表の附属明細書

【確定拠出年金事業経理】

I. 財務諸表の附属明細書

1. 主な資産および負債の明細

(1) 繰越金等の明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	前年度末残額(1)	当年度		決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘要 (当年度不足金)
		増加額(2)	減少額(3)		
繰越不足金	1,747,041,689	228,234,518	0	1,975,276,207	43,569,652

(2) 引当金の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科目	(1) 前年度残額	当年度		(4) 決算計上額 ((1) + (2) - (3))	摘 要
		(2) 増加額	(3) 減少額		
退職手当引当金	14,170,500	5,307,500	0	19,478,000	
減価償却引当金	7,285,527	1,822,459	0	9,107,986	
合計	21,456,027	7,129,959	0	28,585,986	

(3) 未収金、未払金および預り金等の明細

確定拠出年金事業経理

単位：円

科 目	金 額	摘 要	備 考
未 収 金	32,929,163	手数料収入	32,929,163
前 払 金	3,920,289	前払家賃等	3,920,289
仮 受 金	20,251,967,723	3月収納掛金等	20,251,967,723
		時間外手当	257,236
		特別手当	11,403,403
		消耗品費	652,520
		雑費	5,270
		通信運搬費	9,418,534
		雑役務費	9,962,720
		借料損料	220,039
		印刷製本費	203,280
未 払 金	476,039,494	光熱水料	310,575
		社会保険料負担金	1,876,444
		賃金	153,230
		電算関係費	45,328,184
		プログラム作成費	315,210,948
		規約策定委員会旅費	1,280
		長期未払金	14,692,060
		業務委託費	66,285,349
		立替金	58,422
未 払 消 費 税	46,219,723	令和元年度消費税	46,219,723

2. 固定資産の取得および処分並びに減価償却費の明細

(1) 固定資産の取得および処分

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科 目	(1) 前年度繰越資産額	当 年 度		(4) 年度末資産額 ((1)+(2)-(3))	(5) 減価償却引当額	(6) 現 在 価 値 ((4)-(5))	摘 要
		(2) 増 加 額	(3) 減 少 額				
建物及び工作物	17,713,188	15,102,833	0	32,816,021	3,812,979	29,003,042	
器具及び備品	11,843,496	0	0	11,843,496	5,295,007	6,548,489	
電話加入権	33,600	0	0	33,600	-	33,600	
ソフトウェア	1,542,195,124	390,227,440	447,457,553	1,484,965,011	-	1,484,965,011	
合 計	1,571,785,408	405,330,273	447,457,553	1,529,658,128	9,107,986	1,520,550,142	

確定拠出年金事業経理特定業務会計

単位：円

	特 定 管 理 資 産
前年度繰越資産額	199,603,227,439
当 年 度 増 加	23,433,660,300
当 年 度 減 少	0
年 度 末 資 産 額	223,036,887,739

(2) 減価償却費明細

確定拠出年金事業経理事業会計

単位：円

科目	(1) 取得価格	(2) 当年度償却額	(3) 償却額累計	(4) 当年度末残高 ((1)-(3))	(5) 償却累計率 ((3)/(1)) %	摘要
建物及び工作物	32,816,021	1,332,681	3,812,979	29,003,042	11.62%	
器具及び備品	11,843,496	489,778	5,295,007	6,548,489	44.71%	
ソフトウェア	2,498,495,892	447,457,553	1,013,530,881	1,484,965,011	40.57%	
合計	2,543,155,409	449,280,012	1,022,638,867	1,520,516,542	40.21%	

3. 費用および収益の明細

役員および職員給与費の明細

単位：円

経理区分	区分	支給額	摘要
確定拠出年金 事業経理事業会計	職員	114,585,658	
	計	114,585,658	

※ 給与費は、役職員に支給した給与・諸手当の合計としている。

令和2年7月14日

国民年金基金連合会
理事長 松下 睦 殿

監 事

細田 長司

監 事

長谷川 敬一

監 査 報 告 書

国民年金法第137条の13第4項及び国民年金基金連合会規約第26条第7項の規定に基づき、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）の令和元年事業年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の業務、業務報告書及び財務諸表等（各経理区分別の貸借対照表、損益計算書、及びこれらに関する注記情報、附属明細書、等の決算報告資料）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下にご報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、連合会の業務と損益及び財産の状況を調査いたしました。また、役職員等の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他連合会の適切な業務運営を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

当該事業年度に係る財務諸表等を検証するに当たっては、連合会がEY新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」という。）に会計監査を委嘱していることから、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、連合会の当該事業年度に係る業務、業務報告書及び財務諸表等の監査を実施いたしました。

II. 監査の結果

1. 業務報告書について

業務報告書は、連合会の当該事業年度事業計画に基づく業務執行の状況を正しく示しているものと認めます。

2. 内部統制システムの整備と運用について

連合会の業務処理は全体的に情報システム化が図られており、情報処理全般とその他業務の一部について外部委託が行われております。これら領域を含め、内部統制システムは、概ね良好に整備と運用がなされており、重要な不備はないものと認めます。

個人情報保護等、情報セキュリティの確保については、行政の指導の下、求められている体制の整備と運用が適切に計画され、実施されているものと認めます。

3. 役員の法令遵守について

役員の職務の遂行に関し、不正行為又は法令等に違反する重大な事実はないものと認めます。

4. 財務諸表等について

会計監査人より、「すべての重要な点において関連の会計規程等に準拠している」旨の監査意見が表明されております。連合会の当該事業年度の財務諸表等は、適正に開示がなされているものと認めます。

以 上

独立監査人の監査報告書



令和2年7月14日

国民年金基金連合会
理事長 松下 睦 殿

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

山下康彦 
浜田陽介 

監査意見

当監査法人は、国民年金基金連合会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの会計年度の全ての経理単位、すなわち、年金経理、事業経理給付確保会計、事業経理共同運用会計、事業経理財政調整会計、事業経理年金財政安定会計、業務経理、事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理事業会計、確定拠出年金事業経理特定業務会計に係る財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、その他注記、附属明細書、責任準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、給付確保準備金明細書、共同運用準備金明細書（会計に関する部分に限る。）、危険準備金明細書、支払備金明細書、未収受換金明細書、未収拠出金明細書及び不足金処理計算書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された国民年金法、国民年金基金令、国民年金基金規則、確定拠出年金法、確定拠出年金法施行令、確定拠出年金法施行規則、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令、国民年金基金連合会における年金経理、事業経理給付確保会計及び共同運用会計並びに確定拠出年金事業経理の決算事務の取扱いについて、及び国民年金基金連合会財務及び会計規程（以下、「会計規程等」という。）に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表等作成の基礎

注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表等は、厚生労働大臣に提出してその承認を受けるために、会計規程等の規則に準拠して作成されている。会計規程等においては、一部の事項について国民年金基金連合会特有の処理が採用されているため、上記以外の目的には適合しないことがある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠して財務諸表等を作成することであり、また財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続企業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続企業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、注記事項「財務諸表作成の基礎」に記載された会計規程等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

国民年金基金連合会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(参考) 令和元年度決算 収入支出実績

【確定拠出年金事業経理・事業会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
手数料収入	3,107,522,000	3,011,692,959
借入金		
長期借入金	0	0
雑収入		
受取利息等	0	0
剰余金受入金	53,700,000	0
収入合計	3,161,222,000	3,011,692,959
(支出)		
事業事務費	1,728,840,000	1,420,485,598
役員給与	70,941,000	57,863,794
役員諸手当	70,130,000	62,029,364
人件費計	141,071,000	119,893,158
旅費	1,175,000	312,760
事業諸費	1,586,594,000	1,300,279,680
物件費計	1,587,769,000	1,300,592,440
策定委員会費	630,000	553,771
委託費	772,974,000	736,924,529
基本金	520,957,000	405,330,273
基本金へ繰入れ		
雑支出	126,821,000	123,531,992
租税公課	11,000,000	46,994,723
支出合計	3,161,222,000	2,733,820,886

【確定拠出年金事業経理・特定業務会計】

科 目	予 算 額	実 績 額
(収入)	円	円
納付金		
特定業務納付金	18,720,000,000	23,172,924,460
収入合計	18,720,000,000	23,172,924,460
(支出)		
交付金		
特定業務交付金	1,000,000	0
支出合計	1,000,000	0

(参考)

確定拠出年金事業経理・事業会計「事業諸費」の内訳

(単位:千円)

内訳	30年度決算	元年度決算	増▲減額	備考
1 印刷製本、封入封緘費	30,768	45,132	14,364	加入確認通知書、加入者の手引き等の製造、封入封緘
2 通信運搬費	168,597	199,796	31,199	加入確認通知書、控除証明書等の郵送(加入者増加による増)
3 掛金収納費	282,288	387,146	104,858	掛金口座振替手数料(加入者増加による増)
4 システム開発費	534,295	462,104	▲ 72,191	拠出システム改善等(システム開発の減)(別紙)
5 電算関係費	408,688	434,664	25,976	電算機借料、電算運用費(加入者等割合による按分増)
6 借料損料	32,325	41,494	9,169	賃室料等
7 その他経費	154,580	194,654	40,074	社会保険料負担金、派遣職員賃金、公式サイト等
(再掲)広報関係費	32,276	50,499	18,223	公式サイトの改修、運営費、シンポジウム開催等
事業諸費 計	1,611,541	1,764,990	153,449	

※ 事業諸費は、事業諸費に繰入金を合わせて算出している。

確定拠出年金事業経理・事業会計「業務委託費」の内訳

(単位:千円)

内訳	30年度決算	元年度決算	増▲減額	備考
1 事務処理センター	741,152	684,367	▲ 56,785	3カ年入札(30年度)による次年度コスト減 加入者数の増加
2 コールセンター	27,645	50,350	22,705	オペレーター増員に伴う増
3 書類保管費	1,791	2,207	416	加入者数の増加
4 その他	10,980	0	▲ 10,980	他年金調査に関する業務(元年度においては事業諸費に移動)
業務委託費 計	781,570	736,925	▲ 44,645	

確定拠出年金事業経理・事業会計「長期借入金」の返済費

(単位:千円)

内訳	30年度決算	元年度決算	増▲減額	備考
雑支出 ・長期借入金の返済費	0	120,709	120,709	

国民年金基金連合会の人件費

(単位:千円)

会計	平成30年度		令和元年度	
	金額	現員	金額	現員
業務経理	270,384	25名	281,285	26名
事業経理事業会計	125,222	4名 (※12名)	35,524	4名
確定拠出年金事業経理事業会計	99,120	13名	119,893	15名
計	494,726	42名 (※12名)	436,702	45名

※1: 現員は、令和2年3月31日現在の役職員数。

※2: 事業経理事業会計の平成30年度人件費は、定員のほか、基金合併準備事務局等職員(12名)の人件費を含む。

システム(ソフトウェア)開発事項及び金額

		システム(ソフトウェア)開発事項及び金額(主なもの)	
		平成30年度	令和元年度
確定拠出年金事業経理事業会計	資産	拠出システム改善(196,665) 中小事業主掛金納付(182,503) 特定運営システム改善(50,121) 実行形式ファイル制御(15,660)	448,684 拠出システム改善等(258,726) 特定運営システム改善等(130,207)
	費用	システム開発インフラ(43,455) RKとのデータ集配信(21,384) Office365構築(7,074)、事務端末更改構築(6,399)	71,877 業務端末更改構築(59,655) システム開発インフラ(10,026)
計		534,295	462,104

注1: システム開発のうち、ソフトウェア利用により、将来の収益獲得や費用削減が実現できると認められるものは、「資産」として計上している。

注2: システム開発のうち、注1に該当しない要件整理やサーバ更改作業等は、「費用」として計上している。

第 50 回規約策定委員会
資料 3
令和2年8月4日

第3号議案

令和2年度国民年金基金連合会 事業計画変更（案）及び予算変更（案） [確定拠出年金事業経理]

令和2年度国民年金基金連合会事業計画変更（案）

[確定拠出年金事業経理]

令和2年度 個人型確定拠出年金に関する事業

1 制度の実施機関としての事業の実施
個人型確定拠出年金 (iDeCo) の実施機関として、加入者の資格確認や掛金収納等の事務を的確に行う。

特に、加入手続等のオンライン化の検討・実施や、事務処理体制の強化・基盤整備、各種事務の確実かつ円滑な実施、iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進に取り組む。

さらに、令和2年5月の年金制度改正法の成立を受け、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金と iDeCo の同時加入の要件緩和、中小事業主掛金納付制度 (iDeCo プラス) の対象拡大等の改正事項等の検討・実施にも取り組む。

2 加入手続等のオンライン化の検討・実施

加入手続等のオンライン化を検討・実施する。

(1) 加入手続等のオンライン化の実施

加入申出書、移換申出書のオンライン化に向け、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、口座振替依頼書のオンライン提出システムや、運営管理機関から連合会への加入申出書等のオンライン提出システムを構築するとともに、事務フローを整備する。

(2) 各種変更等の手続に係る検討

各種変更等の手続についても、オンライン処理が可能となるように検討を推進する。

3 事務処理体制の強化・基盤整備

事務処理体制の整備のため外部委託している事務処理センター及びコールセンター等の体制強化を図る。

(1) 事務処理センターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、体制整備や、モニタリング、連絡調整等の取組を推進するとともに、加入手続等のオンライン化による効率化を図る。

(2) コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、通知発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整等の取組を推進する。

(3) 運営管理機関等との連携推進

加入者等への窓口対応や、運用商品の提示、加入記録管理等の事務を担う運営管理機関等に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携の下での事務の円滑な実施を図る。

4 各種事務の確実かつ円滑な実施

iDeCo プラスや第2号加入者の届出に係る業務、自動移換者対策等の事務を確実かつ円滑に実施する。

(1) iDeCo プラスに係る業務の実施

iDeCo プラスに係る業務について、受付、内容確認等の事務を外部委託するものとし、事務体制の強化を図る。また、iDeCo プラスを実施している事業主に対する現況届の送付、回収等の事務について、外部委託等による体制整備を検討・実施する。

(2) 第2号加入者の届出に係る業務の実施

実施主体について検討・調整を行うとともに、本業務を実施する。

(3) 自動移換者対策の実施

企業型確定拠出年金の普及に伴い増加する自動移換者に対応し、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用するとともに、自動移換時及び年1回の手続勧奨通知を行う等により、自動移換者対策を確実に実施する。

5 iDeCo に関する啓発・広報及び更なる加入推進

更なる加入推進等のため、啓発・広報活動を推進する。

(1) iDeCo 公式サイト の充実

iDeCo のメルिटや加入手続等の情報提供を行うとともに、資産運用に係るコンテンツの充実等、更なるサイトの充実を図る。

(2) 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCo の実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携して iDeCo の普及に取り組みという、確定

拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナー等の新たな取組を検討・実施する。その際、新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい日常」に係る取組として、地方でのセミナーのオンライン開催を検討する。

(3) iDeCo の認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配付や、加入希望者専用コールセンター (iDeCo ダイヤル) の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

さらに、令和2年10月から予定されている iDeCo プラスの対象拡大等の啓発・広報も行う。

6 年金制度改正法による改正事項等の検討・実施

令和2年5月の年金制度改正法の成立を受け、iDeCo の加入可能年齢の引上げや、企業型確定拠出年金と iDeCo の同時加入の要件緩和、iDeCo プラスの対象拡大等の改正事項について、厚生労働省や関係者と連携し、実施に向けて事務フロー、システム開発等に係る検討や対応を推進するとともに、手数料水準の検証・改定等についても検討を行う。

令和2年度国民年金基金連合会予算変更（案）

[確定拠出年金事業経理]

予算変更理由書

1. 変更理由

令和2年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されたこと等に伴い、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入期間の拡大等に係るシステム開発等を行うための予算を追加変更する。

2. 変更概要

確定拠出年金事業経理事業会計

（収入）

- 支出予算（システム開発に要する費用）の増に伴う長期借入金の増加
 - ・ 長期借入金 290百万円増
- 前年度よりの繰入金の増加
 - ・ 令和元年度決算確定に伴う増加 29百万円増

（支出）

- システム開発に要する費用（基本金へ繰入れを含む）の増加
 - ・ 事業諸費(システム開発費)・基本金へ繰入れ 290百万円増
 - ※企業型確定拠出年金と iDeCo の同時加入の要件緩和を実施するための両制度の掛金合算管理や、iDeCo の加入可能年齢の引上げに係るシステム開発（要件定義、設計開発等）を実施。
- iDeCo プラスのパフレット等作成・発送費の増加
 - ・ 事業諸費 15百万円増
- テレビ会議導入による iDeCo セミナー会場借料の減少
 - ・ 事業諸費等 15百万円減
- 長期借入金（前回法改正対応）の返済費の増加
 - ・ 雑支出（長期借入金返済費）の増加 29百万円増

3. その他

予算変更については、厚生労働大臣認可事項であるため、厚生労働省年金局との調整により変更の可能性はある。

収入支出予算

[確定拠出年金事業経理] (事業会計)

科 目	令和元年度予算額	令和2年度推計額		
		変更後 (1)	変更前 (2)	差引増減(△)額 (1) - (2)
(収入)	千円	千円	千円	千円
手数料収入				
手 数 料	3,107,522	3,413,672	3,413,672	0
借入金				
長 期 借 入 金	0	290,400	0	290,400
雑収入				
受 取 利 息 等	0	0	0	0
前年度よりの繰入金				
前年度よりの繰入金	0	344,520	315,359	29,161
剰余金受入金				
剰余金受入金	53,700	243,526	243,526	0
収入合計	3,161,222	4,292,118	3,972,557	319,561
(支出)				
事業事務費	1,728,840	2,030,291	1,980,133	50,158
役 職 員 給 与	70,941	96,852	96,852	0
役 職 員 諸 手 当	70,130	100,382	100,382	0
人件費計	141,071	197,234	197,234	0
旅 費	1,175	1,314	2,964	△1,650
事 業 諸 費	1,586,594	1,831,743	1,779,935	51,808
物件費計	1,587,769	1,833,057	1,782,899	50,158
策定委員会費				
策 定 委 員 会 費	630	632	632	0
委託費	772,974	1,022,764	1,032,092	△9,328
基 金 事 務 委 託 費	0	0	0	0
業 務 委 託 費	772,974	1,022,764	1,032,092	△9,328
繰入金				
基 本 金 へ 繰 入 れ	520,957	1,007,557	757,987	249,570
雑支出				
雑 支 出	126,821	216,674	187,513	29,161
租税公課				
租 税 公 課	11,000	14,200	14,200	0
支出合計	3,161,222	4,292,118	3,972,557	319,561

(変更後収入合計) (変更後支出合計) (令和2年度収支差)

4,292,118千円 - 4,292,118千円 0千円

予定貸借対照表

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

大分類	資産勘定				負債勘定				差引増減(△)額 (1)-(2)		
	中分類	令和元年度 予算額	令和2年度推計額		大分類	中分類	令和元年度 予算額	令和2年度推計額			
			変更後(1)	変更前(2)				変更後(1)		変更前(2)	
流動資産		14,359,858	24,303,165	22,898,010	1,405,155	流動負債		14,052,972	23,844,514	22,385,503	1,459,011
	預貯金	14,337,282	24,245,312	22,866,376	1,378,936			1,001,181	747,386	1,151,937	△ 404,551
	未収金	22,576	51,699	31,634	20,065			12,839,084	22,954,796	21,064,019	1,890,777
	前払金	0	6,154	0	6,154			212,707	142,332	169,547	△ 27,215
固定資産		1,772,087	2,172,761	1,927,350	245,411	引当金					
	建物及び工作物	16,112	32,816	32,816	0			73,431	40,685	39,335	1,350
	器具及び備品	8,015	11,843	11,843	0						
	電話加入権	34	34	34	0						
	ソフトウェア	1,747,926	2,128,068	1,882,657	245,411	固定負債		1,326,584	1,509,480	1,187,953	321,527
								1,326,584	1,476,407	1,187,953	288,454
								0	33,073	0	33,073
基本金		2,201,658	2,641,166	2,260,274	380,892						
	繰越不足金	1,823,956	2,018,846	1,903,444	115,402						
	当年度不足金	377,702	622,320	356,830	265,490	基本金		2,880,616	3,722,413	3,472,843	249,570
計		18,333,603	29,117,092	27,085,634	2,031,458	計		18,333,603	29,117,092	27,085,634	2,031,458

予定損益計算書

(確定拠出年金事業経理・事業会計)

(単位：千円)

大分類	中分類	費用勘定			収益勘定			令和2年度増減(△)額 (1)-(2)
		令和元年度 予算額	令和2年度推計額		令和元年度 予算額	令和2年度推計額		
			変更後(1)	変更前(2)		変更後(1)	変更前(2)	
事業事務費		1,728,840	1,980,133	50,158	手数料収入			
	役員給与	70,941	96,852	0	手数料	3,413,672	3,413,672	0
	役員諸手当	70,130	100,382	0				
	旅費	1,175	1,314	△ 1,650	補助金収入			
	事業諸費	1,586,594	1,831,743	51,808	事務費国庫負担金	0	0	0
策定委員会費		630	632	0				
	委員報酬補償費	496	496	0	雑収入			
	委員旅費	48	48	0	受取利息等	0	0	0
	策定委員会需要費	83	85	0				
	策定委員会会議費	3	3	0	前年度よりの繰入金			
委託費					前年度よりの繰入金	344,520	315,359	29,161
繰入金		772,974	1,032,092	△ 9,328				
	業務委託費	1,022,764	1,032,092		剰余金受入金			
	基本金へ繰入れ	1,007,557	757,987	249,570	剰余金受入金	53,700	243,526	0
雑支出		504,523	544,343	4,251	不足金			
	雑支出	548,594	544,343		当年度不足金			
租税公課		11,000	14,200	0				
	租税公課	14,200	14,200					
計		3,538,924	4,329,387	294,651	計	4,624,038	4,329,387	294,651

国民年金基金連合会 令和2年度予算

予算総則

(収入支出予算の総額及び区分等)

第1条 国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)の令和2年度の収入支出予算の総額を、年金経理にあっては、収入66,270,563千円、支出44,193,227千円、業務経理にあっては、収入及び支出それぞれ1,063,619千円、事業経理事業会計にあっては、収入及び支出それぞれ1,515,137千円、事業経理給付確保会計にあっては、収入132,160,897千円、支出121,601,080千円、事業経理共同運用会計にあっては、収入140,736,487千円、支出128,963,791千円、事業経理財政調整会計にあっては、収入630,432千円、支出14,678千円、事業経理年金財政安定会計にあっては、収入1,276,195千円、支出29,711千円、確定拠出年金事業経理事業会計にあっては、収入及び支出それぞれ4,292,118千円、確定拠出年金事業経理特定業務会計にあっては、収入22,857,000千円、支出1,000千円とし、その収入の性質及び支出の目的別の区分は、別紙収入支出予算による。

(人件費及び物件費の最高限度額)

第2条 令和2年度の業務経理における人件費(役職員給与、役職員諸手当)の最高限度額を325,715千円、物件費(旅費、事務諸費)の最高限度額を174,772千円とする。

2 前項の最高限度額は、第5条の規定により経費の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けた場合

において、当該流用又は使用により、これらの額を超えることとなるときは、これらの額にその超える額を加算して得た額とする。

(借入金及び翌事業年度以降にわたる債務の負担の最高限度額)

第3条 令和2年度の確定拠出年金事業経理事業会計における長期借入金の最高限度額を290,400千円とする。

(年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額)

第4条 令和2年度の年金経理から業務経理への資金の繰入れの最高限度額を742,620千円とする。

(予算の流用)

第5条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令(平成3年厚生省令第9号。以下「財務会計省令」という。)第20条において準用する財務会計省令第12条第2項の規定により、相互流用又は予備費使用につき厚生労働大臣の承認を受けなければならない経費は、業務経理の次の経費とする。

ア 役職員給与

イ 役職員諸手当

ウ 経費の流用又は予備費の使用により、業務経理における令和2年度の物件費又は物件費が第2条第1項に規定する額を超えることとなる場合における当該流用又は使用に係る経費(ア及びイに掲げる経費並びに人件費から物件費へ10%以内の経費を流用する場合を除く。)

(予算の繰越)

第6条 財務会計省令第20条において準用する財務会計省令第13条第1項ただし書の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができない経費は、業務経理における役職員給与及び役職員諸手当とする。

(収入支出予算の弾力条項)

第7条 連合会は、年金経理の支出予算又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として年金経理又は事業経理給付確保会計若しくは事業経理共同運用会計若しくは事業経理財政調整会計若しくは事業経理年金財政安定会計の支出予算の額を増額することができる。

2 連合会は、業務経理において、会費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事務費の支出予算の額を増額することができる。

3 連合会は、事業経理事業会計において、受託費収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費の支出予算の額を増額することができる。

4 連合会は、確定拠出年金事業経理事業会計において、手数料収入の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、事業事務費及び委託費の支出予算の額を増加することができる。

5 連合会は、確定拠出年金事業経理特定業務会計において、

特定業務納付金の金額がこの予算において定める金額に比して増加するときは、当該増加額を限度として、特定業務交付金の支出予算の額を増額することができる。

(役員及び職員の定数の増加の禁止)

第8条 この収入支出予算の予算金額の範囲内であっても、この予算で予定した役員及び職員の定数をみだりに増加しないものとする。

加入者数等の推計

年度	加入者					運用指図者					自動移換者			【参考】 企業型年金 加入資格 喪失による 移換者 (a2+C+F)
	新規加入者 (A)		加入資格 喪失者 (B)	年度未 現存加入者 (前年度未 現存加入者 + A - B)	運用指図者増加(C+D)		運用指図者喪失者 (E)	年度未現存 運用指図者 (前年度未現存 運用指図者 + C + D - E)	新規自動移換者 (F)	自動移換喪失者 (G)	年度未現存 自動移換者 (前年度未現存 自動移換者 + F - G)			
	新規加入者 (狭義) (a1)	企業型から の移行者 (a2)			運用指図者から の移行者 (a3)	新規運用指図者 (C)						加入者から運用 指図者への移行 者 (D)		
			432	217			180	35	138	2,129	737		134	
H26年度実績	432	217	180	35	138	2,129	737	134	356	4,250	823	195	4,985	1,739
H27年度 "	606	351	208	47	160	2,576	722	155	432	4,695	898	217	5,667	1,829
H28年度 "	1,914	1,595	236	83	181	4,309	688	175	504	5,053	1,042	225	6,484	1,966
H29年度 "	4,446	3,874	435	136	218	8,537	670	210	607	5,326	1,157	299	7,342	2,263
H30年度 "	3,924	3,289	499	136	361	12,100	757	352	684	5,750	1,340	835	7,848	2,596
R1年度推計 (R1年度実績)	3,901 (4,050)	3,177 (3,295)	575 (597)	149 (159)	547 (522)	15,454 (15,628)	826 (842)	534 (509)	829 (771)	6,281 (6,330)	1,424 (1,513)	402 (388)	8,870 (8,973)	2,825 (2,952)
R2年度 "	3,753	3,068	542	143	645	18,563	886	629	845	6,951	1,504	444	9,931	2,932
R3年度 "	3,600	3,000	480	120	759	21,404	946	740	936	7,701	1,584	494	11,020	3,010
R4年度 "	3,600	3,000	480	120	865	24,139	1,006	844	1,036	8,514	1,664	547	12,138	3,150
R5年度 "	3,600	3,000	480	120	968	26,771	1,066	944	1,144	9,381	1,744	600	13,282	3,290
R6年度 "	3,600	3,000	480	120	1,067	29,305	1,126	1,040	1,258	10,289	1,824	655	14,451	3,430
R7年度 "	3,600	3,000	480	120	1,162	31,743	1,186	1,133	1,376	11,232	1,904	709	15,646	3,570
R8年度 "	3,600	3,000	480	120	1,253	34,090	1,246	1,140	1,499	12,120	1,984	761	16,869	3,710
R9年度 "	3,600	3,000	480	120	1,341	36,349	1,306	1,148	1,624	12,949	2,064	810	18,123	3,850

- ※1 新規加入者 (A)
 ・ R1年度推計は、元年9月までの実績に、直近1年(平成30年10月～令和元年9月)の実績の1/2を加算して算出。
 ・ R2年度は、2年度当初予算での元年度見込み約32500人/月(39,011万人/年)から減少させ、約31300人/月(37,53万人/年)で増加と設定。(昨年の元年度予算での推計値から引き下げ)
 ・ R3年度以降は、30,000人/月(36万人/年)で増加と設定。
- ※2 新規運用指図者 (C+D)
 ・ R1年度推計は、元年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
 ・ R2年度以降は、新規運用指図者 (C)が元年度増加見込み分の6千人ずつ毎年増加すると設定。これに加入者からの移行者を加算。
- ※3 新規自動移換者 (F)
 ・ R1年度推計は、元年9月までの実績に、直近1年の実績の1/2を加算して算出。
 ・ R2年度以降は、元年度増加見込み分の8千人ずつ毎年増加すると設定。
- ※4 新規加入者等の年度未現存者
 ・ R1年度以降、新規加入者等から資格喪失者を控除して算出。資格喪失者は直近1年の平均喪失率により算出。
- ※5 制度改正の効果等は含まれない。

今後の収支見通し

(令和2年7月作成)

(単位：百万円)

年度	総事業費 A	手数料 収入 B	剰余金 受入金 C	長期借入金 D	収支差 (B+C+D- A)	累積収支差		新規加入時 等手数料	新規 自動移換時 手数料	掛金収納等 手数料
						平成28年改正分 ※1	令和2年改正分 ※2			
元年度	3,041	3,108	54	0	121	△1,539	—	2,829円	1,048円	105円
2年度	4,081	3,414	588	290	211	△1,328	△290	2,829円	1,048円	105円
3年度	4,251	3,733	0	660	142	△1,186	△950	2,829円	1,048円	105円
4年度	4,520	4,085	0	739	305	△881	△1,690	2,829円	1,048円	105円
5年度	3,997	4,425	0	0	428	△453	△1,690	2,829円	1,048円	105円
6年度	4,242	4,753	0	0	510	0	△1,633	2,829円	1,048円	105円
7年度	4,503	5,069	0	0	566	—	△1,066	2,829円	1,048円	105円
8年度	4,781	5,374	0	0	593	—	△474	2,829円	1,048円	105円
9年度	5,079	5,669	0	0	590	—	116	2,829円	1,048円	105円

< 累積収支差について >

※1 平成28年改正分（平成28年度に借入した11.20億円及び平成29年度に借入した5.40億円(合計16.60億円)）に対し、令和元年度末の借入残高が15.39億円であり、令和6年度に返済を完了すると見込んでいる。

※2 令和2年改正分（令和2年度に借入する2.90億円及び令和3年度・4年度に借入を見込んでいる13.99億円（合計16.90億円））に対し、令和6年度から返済を開始して、令和2年度に借入する2.90億円について令和7年度に返済を完了でき、合計16.90億円について令和9年度に返済を完了すると見込んでいる。

令和2年度のiDeCo広報活動について

1 iDeCo公式サイト充実

iDeCoのメリットや加入手続等の情報提供を行うとともに、資産運用に係るコンテンツの充実等、更なるサイトの充実を図る。

2 確定拠出年金普及・推進協議会の枠組みを活用した普及活動

iDeCoの実施主体である連合会と制度の担い手である金融機関が連携してiDeCoの普及に取り組むという、確定拠出年金普及・推進協議会・幹事会の枠組みを活用して、地方でのセミナー等の新たな取組を検討・実施する。その際、新型コロナウイルス感染症拡大を予防する「新しい日常」に係る取組として、地方でのセミナーのオンライン開催を検討する。

・協議会・幹事会の枠組みの下で、金融機関・団体と連合会が分担・連携して共同で地方セミナーを実施する。

・加入者数等が少ない地域での開催を検討する。

3 コールセンターの体制強化

加入者数の増加等に対応した適切な組織体制及び事務品質を確保するため、通知発送後を含めた業務増への体制整備を行うとともに、モニタリング、連絡調整等の取組を推進する。

・コールセンターについては、前年度に引き続き、加入者、運営管理機関、事業主等からの照会が増加。また、10月以降の控除証明書の発送後の照会も増加している。このため、オペレーターを増員や通知発送時期の分散、研修の充実等により、体制の整備・強化を図る。

4 iDeCoの認知度・理解度向上のための更なる取組

パンフレット、チラシ等の運営管理機関等への配布や、加入希望者専用コールセンター(iDeCoダイヤル)の運営、団体・事業主主催の研修会への講師派遣、国民年金基金の啓発・広報と連携した取組等を行う。

さらに、令和2年10月から予定されているiDeCoプラスの対象拡大等の啓発・広報も行う。

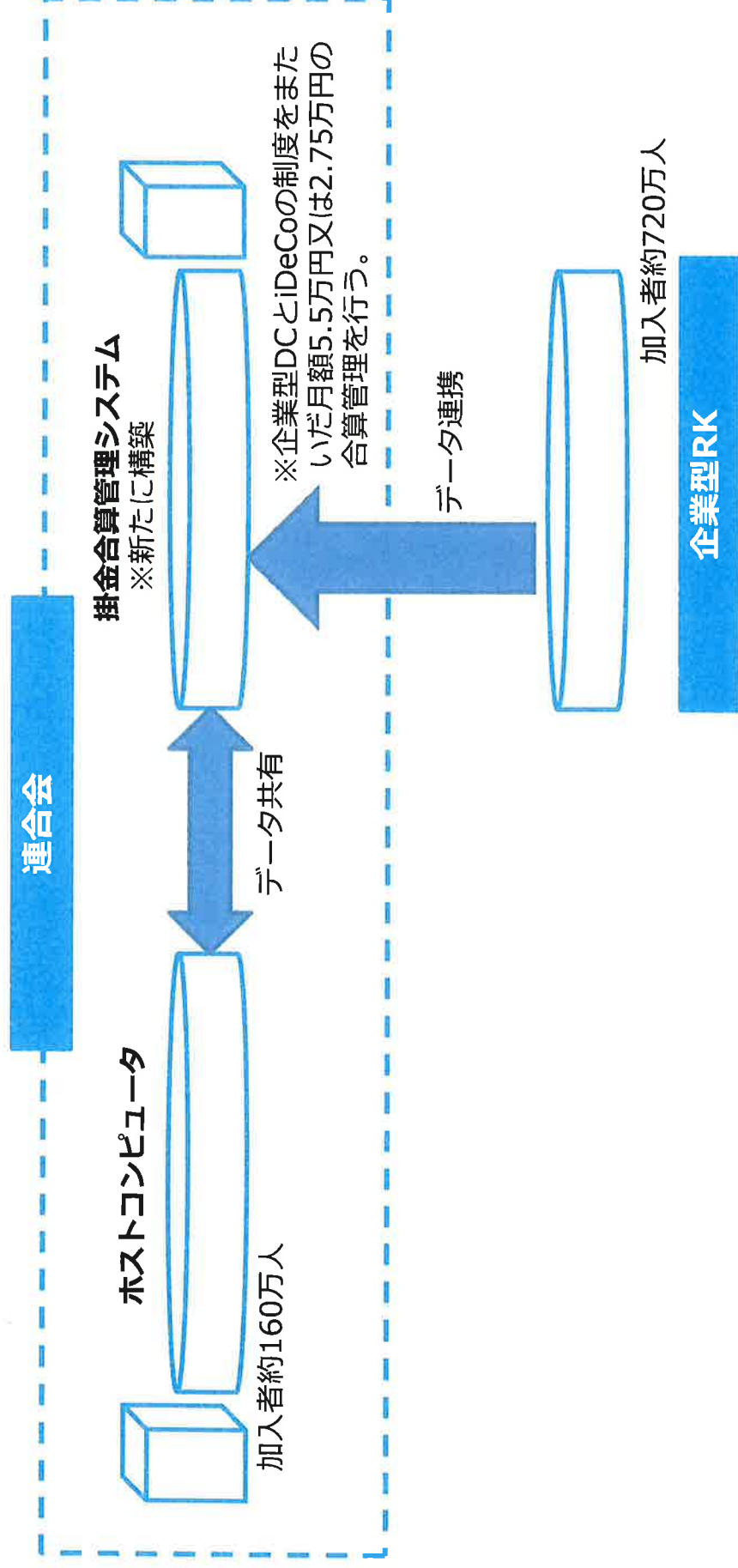
・パンフレットについて、団体・事業主主催の研修会への送付・配付も行う。

・チラシについて、運営管理機関等の名称掲載が可能な改訂版を作成し、窓口等での配付・説明への活用を推進する。

・国民年金第1号被保険者を対象に、iDeCoと国民年金基金の両制度をご案内できるパンフレットの作成・配付等を行う。

将来像も見据えた連合会システムのイメージ

- 企業型DCの事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築し、DC全体の拠出限度額（月額5.5万円）から事業主掛金を控除した残余の範囲（月額2万円以内）で、企業型DCとiDeCoに同時加入ができるようにする。（企業型DCとiDeCoの同時加入の要件緩和）
（注）上記の「5.5万円」、「2万円」は、企業型DCとDB（確定給付型）に加入している場合はそれぞれ2.75万円、1.2万円となる。
- 連合会においては、事業主掛金を管理する企業型RKと情報連携を行い、企業型DCとiDeCoの制度をまたいだ月額5.5万円又は2.75万円の掛金合算管理を行う。このための企業型DCとiDeCoの掛金合算管理システムをオープン系サーバをオープン系サーバにより構築する。
- ※ 将来への発展の見通しも考慮して、将来も含めた開発のコスト削減・期間短縮の観点から、オープン系サーバから、オープン系サーバによりシステム構築を行う。アプリケーションソフトの開発には、オープンソースを利用する。



第 50 回規約策定委員会

資 料 4

令和2年8月4日

第4号議案

個人型年金規約の一部を変更する
規約（案）

個人型年金規約の一部を変更する規約(案)の要旨

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第 40 号)の公布により、確定拠出年金法(平成 13 年法律第 88 号)の一部が改正され、iDeCo プラス(中小事業主掛金納付制度)の対象拡大、継続投資教育の企業年金連合会への委託が可能となったこと等に伴う規約変更を行う。

1. iDeCo プラスの対象拡大に伴う変更

中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が 100 人以下から 300 人以下となること等から、所要の規定の整備を行う。

①中小事業主の定義(規約第6条)

- ・確定拠出年金法第 55 条第2項第4号の2で規定する中小事業主の定義が変更され、その使用する第1号厚生年金被保険者の数を 100 人以下から 300 人以下とすることに伴い、規定を整備。

②中小事業主掛金(規約第 70 条の2)

- ・中小事業主掛金の拠出の対象となる者について設定できるとされる一定の資格について、法令解釈通知の改正(企業年金・個人年金部会資料)を前提に「一定の区分」を追加。

2. 継続投資教育の企業年金連合会への委託等

国民年金基金連合会が資料提供等業務(継続投資教育)を企業年金連合会に委託できることとなったこと等に伴う所要の規定の整備を行う。

①企業年金連合会に委託する事務(規約第 28 条)

- ・国民年金基金連合会が企業年金連合会に継続投資教育を委託できるよう規約第 28 条に規定を追加。

②国民年金基金連合会の責務等(規約第 89 条)

- ・具体的な継続投資教育の内容として、法令解釈通知の改正を前提に規定を整備。

3. その他の変更

第2号加入者の届出の受理に関する事務の一部について、令和2年度において、連合会が指定する者に当該事務を委託することができるように規定の整備を行う。

○第2号加入者の届出に係る特例(規約附則第 5 条)

- ・第 2 号加入者の届出の受理に関する事務の一部について、平成 30 年度から令和 2 年度までに限り、連合会が指定する者に委託することができるようにする。
- ※本事務については、廃止を含めた効率化について検討・調整を行う。

4. 施行日

厚生労働大臣の承認があった日。

ただし、上記1及び2②については、令和2年 10 月 1 日。

○個人型年金規約の一部を変更する規約（案） 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p>(定義) 第6条 (略) 2～6 (略) 7 この規約において「中小事業主」とは、法第55条第2項第4号の2に規定する中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が<u>300人</u>以下のもの）をいう。 8～25 (略) (連合会が指定する者及び企業年金連合会に委託する事務) 第28条 (略) <u>2 連合会は、第26条第1項第9号に掲げる事務の一部を企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）に委託できるものとする。</u> (個人型年金加入者の加入の申出) 第30条 (略)</p>	<p>(定義) 第6条 (略) 2～6 (略) 7 この規約において「中小事業主」とは、法第55条第2項第4号の2に規定する中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第1号厚生年金被保険者の数が<u>百人</u>以下のもの）をいう。 8～25 (略) (連合会が指定する者に委託する事務) 第28条 (略) (新設) (個人型年金加入者の加入の申出) 第30条 (略)</p>

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2項に掲げる者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。)を実施している場合、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合は、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書の有無についての当該事業主の証明書の有無について(略)</p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>第30条の2 連合会は、前条に規定する加入の申出を行おうとする者が確定給付企業年金又は企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換を行うことができるものであるときは、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限、法第74条の2第2項の規定により第108条第1項の通算加入者等期間に算入する期間及び移換の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要事項を説明するものとする。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第2項に掲げる者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>二 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第2条第1項に規定する確定給付企業年金(以下「確定給付企業年金」という。)を実施していない場合、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合は、申出者に係る確定給付企業年金の加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書の有無について(略)</p> <p>ホ～リ (略)</p> <p>第30条の2 連合会は、前条に規定する加入の申出を行おうとする者が確定給付企業年金又は企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等の移換を行うことができるものであるときは、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限、法第74条の2第2項の規定により第108条第1項の通算加入者等期間に算入する期間及び移換の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要事項を説明するものとする。</p>

新	旧
<p>(中小事業主掛金) 第70条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、次の各号に掲げる一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、第1項の同意を得なければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一定の職種 二 一定の勤続期間 <p>三 <u>一定の区分(労働協約又は就業規則その他これらに準ずるもの</u> <u>における給与及び退職金等の労働条件等が異なるなど合理的な</u> <u>理由がある場合において区分する一定の資格に限る。)</u></p> <p>7～10 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出) 第70条の3 (略)</p> <p>2 中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称、住所、及び前項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(中小事業主掛金) 第70条の2 (略) 2～5 (略)</p> <p>6 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、次の各号に掲げる一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、第1項の同意を得なければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 一定の職種 二 一定の勤続期間 <p>(新設)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出) 第70条の3 (略)</p> <p>2 中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称、住所、及び前項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>

(傍線部分は変更部分)

新	旧
<p>五 前項第4号又は第5号に規定する場合(前条第6項第1号又は第3号の資格を定める場合に限る。)にあっては、その資格が確認できる書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 (略)</p> <p>2 前項の場合において、第70条の2第9項の規定により中小事業主掛金の額を変更したとき又は前項第3号に規定する場合にあっては、同項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前項第3号又は第4号に規定する場合(第70条の2第6項第1号又は第3号の資格を定める場合に限る。)にあっては、その資格が確認できる書類</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(連合会の責務等)</p> <p>第89条 連合会は、加入者等が行う前条の運用の指図に資するため、次の各号に掲げる事項に関する資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>五 前項第4号又は第5号に規定する場合(一定の職種により区分する場合に限る。)にあっては、その資格が確認できる書類</p> <p>3 (略)</p> <p>(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出)</p> <p>第74条の3 (略)</p> <p>2 前項の場合において、第70条の2第9項の規定により中小事業主掛金の額を変更したとき又は前項第3号に規定する場合にあっては、同項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前項第3号又は第4号に規定する場合(一定の職種により区分する場合に限る。)にあっては、その資格が確認できる書類</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(連合会の責務等)</p> <p>第89条 連合会は、加入者等に対し、加入者等が行う前条の運用の指図に資するため、次の各号に掲げる事項に関する資料の提供その他の必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならない。</p>

新	旧
<p>一～三 (略)</p> <p>四 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>現役時代の生活設計を勘案しつつ、自身が望む老後の生活水準に照らし、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用(自身が確保しなければならない費用)の考え方</u></p> <p>ニ <u>現役時代の生活設計を勘案しつつ、老後の資産形成の計画や運用目標の考え方(リタイア前後であれば、自身の就労状況の見込み、保有している金融商品、公的年金、退職金等を踏まえた資産形成の計画や運用目標の考え方)</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(第2号加入者の届出に係る平成30年度から令和2年度までの特例)</p> <p>第5条 連合会は、平成30年度から令和2年度までに限り、第26条第2項及び第50条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の届出の受理及びこれに付随する事務の一部を連合会が指定する者に委託することができる。</p> <p>附 則 (平成26年4月30日公告)</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>老後に必要となる一般的な生活費の総額を例示しつつ、公的年金や退職金等を含めてもなお不足する費用(自身が確保しなければならない費用)の考え方</u></p> <p>ニ <u>現役時代の生活設計を勘案しつつ、確定拠出年金や退職金等を含めた老後の資産形成の計画や運用目標の考え方</u></p> <p>ホ (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(第2号加入者の届出に係る平成30年度及び令和元年度の特例)</p> <p>第5条 連合会は、平成30年度及び令和元年度に限り、第26条第2項及び第50条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の届出の受理及びこれに付随する事務の一部を連合会が指定する者に委託することができる。</p> <p>附 則 (平成26年4月30日公告)</p>

新	旧																								
<p>(存続厚生年金基金に係る改正前規約の効力等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 存続厚生年金基金について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="590 1120 1037 2094"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第30条の2</td> <td>又は企業年金連合会</td> <td>、企業年金連合会又は 存続厚生年金基金</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(存続連合会に係る改正前規約の効力等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 存続連合会について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	(略)	(略)	(略)	第30条の2	又は企業年金連合会	、企業年金連合会又は 存続厚生年金基金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(存続厚生年金基金に係る改正前規約の効力等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 存続厚生年金基金について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="590 107 1037 1075"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第30条の2</td> <td>又は企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)</td> <td>、企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>基金</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(存続連合会に係る改正前規約の効力等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 存続連合会について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	(略)	(略)	(略)	第30条の2	又は企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)	、企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)	(略)	(略)	基金	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																							
第30条の2	又は企業年金連合会	、企業年金連合会又は 存続厚生年金基金																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
第30条の2	又は企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)	、企業年金連合会(確定給付企業年金法第91条の2第1項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)																							
(略)	(略)	基金																							
(略)	(略)	(略)																							

(傍線部分は変更部分)

新		旧	
第28条の見出し	企業年金連合会	存続連合会	(新設)
第28条	企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）	存続連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第13号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）	(新設)
第30条の2	企業年金連合会	企業年金連合会（確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）	(新設)
		第30条の2	存続連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第13号に規定する存続連合会

(傍線部分は変更部分)

新		旧	
(略)	(略)	(略)	会をいう。以下同じ。) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
3・4 (略)		3・4 (略)	

附 則

この規約は、厚生労働大臣の承認があった日から施行する。ただし、第6条第7項、第70条の2第6項、第70条の3第2項、第74条の3第2項及び第89条第1項の規定は、令和2年10月1日から施行する。

【関係法令・規約】

◎確定拠出年金法

(規約の承認)

第五十五条

- 1 (略)
- 2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 連合会の名称及び所在地
 - 二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関（同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）の名称及び住所並びにその行う業務
 - 三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「個人型年金加入者等」という。）による確定拠出年金運営管理機関の指定に関する事項
 - 四 個人型年金加入者が拠出する掛金（以下「個人型年金加入者掛金」という。）の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
 - 四の二 中小事業主（企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が百人以下のものをいう。以下この章において同じ。）が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項
 - 五 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項
 - 五の二 第七十三条において準用する第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指定運用方法の提示に関する事項
 - 五の三 第七十三条において準用する第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項
- 六 個人型年金の給付（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者の資格を取得した者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金運用指図者を除く。第七十三条の二及び第百十三条第一項において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）の額及びその支給の方法に関する事項
- 七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項
- 八 その他政令で定める事項

◎個人型年金規約

(事務の委託)

第26条 連合会は、次の各号に掲げる事務の一部又は全部を委託することができる。

- 一 加入の申出の受理に関する事務
 - 一の二 第166条の2第1項各号に掲げる脱退一時金相当額、年金給付等積立金又は積立金(以下「脱退一時金相当額等」という。)の移換に係る書類の受理に関する事務
 - 二 加入者等の届出の受理に関する事務
 - 三 積立金の管理に関する事務
 - 四 積立金の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務
 - 五 加入者掛金及び中小事業主掛金の収納又は還付に関する事務
 - 六 個人型記録関連運営管理機関が行う、運用の指図の取りまとめに係る通知に基づき、各運用の方法に係る相手方である金融機関との間で締結する各運用の方法に係る契約に関する事務
 - 七 給付(脱退一時金を含む。)の支給に関する事務
 - 八 企業型年金の資産管理機関との間の個人別管理資産の移換に関する事務
 - 九 加入者等への資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務
 - 十 事務費の徴収に関する事務
 - 十一 源泉徴収した税の納付に係る事務
 - 十二 源泉徴収票の発行及び送付事務
 - 十三 還付金及び給付金の支払に関する当該支払を受ける者への通知事務
 - 十四 その他の事務(加入者の資格の確認及び加入者掛金(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金及び中小事業主掛金)の拠出限度額の管理に関する事務を除く。)
- 2 前項第1号、第1号の2、第2号及び第9号に掲げる事務については、運営管理機関に委託するものとする。この場合において運営管理機関は、その事務の一部又は全部を他の者(令第34条に掲げる金融機関、金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者に限る。)又はこれらの者に準じる者に限る。)に再委託することができるものとする。
- 3～6 (略)

(連合会が指定する者に委託する事務)

第28条 連合会は、第26条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第14号に掲げる事務のうち、次の各号に掲げる事務を連合会が指定する者に委託できるものとする。

- 一 届出の入力に関する事務

- 二 通知書の送付に関する事務
- 三 相談、照会に関する事務
- 四 その他前各号に付随する事務

(第2号加入者の届出)

第50条 第2号加入者は、毎年1回、次の各号に掲げる資格の有無に関する事項を連合会に届け出なければならない。

- 一 企業型年金加入者
- 二 確定給付企業年金の加入者
- 三 国家公務員共済組合の組合員又は地方公務員等共済組合の組合員
- 四 私立学校教職員共済制度の加入者
- 五 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は抗外員

2 (略)

3 連合会は、第1項の届出の受理及びこれに付随する事務を個人型記録関連運営管理機関に委託するものとする。

4～8 (略)

(中小事業主掛金)

第70条の2 中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者が前条の規定により加入者掛金を拠出する場合(当該中小事業主を介して事業主払込の方法による掛金の納付を行う場合に限る。)は、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第1号厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)の同意を得て、第71条の2で定めるところにより、年1回以上、定期的に中小事業主掛金を拠出することができる。

2～5 (略)

6 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、次の各号に掲げる一定の資格を定めることができる。この場合において、中小事業主は、第1項の同意を得なければならない。

- 一 一定の職種
- 二 一定の勤続期間

7～10 (略)

(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第70条の3 中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。

- 一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
- 二 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 三 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

- 四 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあつては、中小事業主掛金の拠出の対象となる者の範囲
- 五 中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額とする場合にあつては、その資格ごとの額
- 2 中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称、住所、及び前項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
 - 一 施行規則様式第10号により作成した書類
 - 二 施行規則様式第11号により作成した書類
 - 三 前項第4号に規定する場合にあつては、施行規則様式第12号により作成した書類
 - 四 その使用する第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは施行規則様式第15号、当該第1号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは施行規則様式第16号により作成した書類
 - 五 前項第4号又は第5号に規定する場合（一定の職種により区分する場合に限る。）にあつては、その資格が確認できる書類
- 3 （略）

（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出）

- 第74条の3 第70条の3の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
- 一 その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があつた者に限る。）の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号
 - 二 その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があつたときは、変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額
 - 三 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）にあつては、中小事業主掛金の拠出の対象となる者の範囲
 - 四 中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額とする場合（当該資格ごとの額を変更する場合を含む。）にあつては、その資格ごとの額
 - 五 変更年月日
- 2 前項の場合において、第70条の2第9項の規定により中小事業主掛金の額を変更したとき又は前項第3号に規定する場合にあつては、同項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第70条の2第9項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、施行規則様式第十三号により作成した書類
 - 二 前項第3号に規定する場合にあつては、施行規則様式第十二号により作成した

書類

三 第70条の3第2項第4号に掲げる書類

四 前項第3号又は第4号に規定する場合（一定の職種により区分する場合に限る。）にあつては、その資格が確認できる書類

3～5（略）

第 50 回規約策定委員会
資 料 5—1
令和2年8月4日

報告事項（1）

個人型年金規約の一部変更に係る理事長専決事項

個人型年金規約第 17 条 第 1 項に基づく報告

令和2年3月5日から令和2年8月4日までの個人型年金規約別表第1号・第2号変更一覧

別表第1号改正の施行日	登録番号	連合会委託先運営管理機関	改正の概要
令和2年4月1日	15	損保ジャパン日本興亜 DC 証券	「損保ジャパン DC 証券」への名称変更及び再委託先受付金融機関である損害保険ジャパン日本興亜の名称を変更
令和2年4月1日		荘内銀行、栃木銀行、みちのく銀行、筑波銀行、千葉興業銀行、第三銀行、お金のデザイン	再委託先記録関連運営管理機関である損保ジャパン日本興亜 DC 証券の名称を変更
令和2年4月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として 22 信用金庫を追加
令和2年4月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関として 36 農協を追加、13 農協削除、2 農協名称変更
令和2年4月1日	738	三井住友海上火災保険	再委託先受付金融機関である富山銀行を削除
令和2年4月1日	777	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント	「SOMPO アセットマネジメント」への名称変更及び再委託先記録関連運営管理機関である損保ジャパン日本興亜 DC 証券の名称を変更
令和2年5月1日	753	りそな銀行	再委託先受付金融機関として北空知信用金庫を追加
令和2年6月1日	71	みずほ銀行	再委託先受付金融機関としてソニー銀行を追加
令和2年6月1日	792	au アセットマネジメント	再委託先受付金融機関として au フィンジャルパートナーを追加
令和2年7月1日	33	信金中央金庫	再委託先受付金融機関として 10 信用金庫を追加
令和2年7月1日	774	楽天証券	住所変更
令和2年7月27日		事務委託先金融機関に資産管理サービス信託銀行、日本トラスティ・サービス信託銀行を選定している運営管理機関122社	事務委託先金融機関の「日本カストディ銀行」への名称変更

別表第2号改正の施行日	登録番号	連合会事務委託先金融機関	改正の概要
令和2年7月27日		資産管理サービス信託銀行 日本トラスティ・サービス信託銀行	合併による「日本カストディ銀行」への名称変更

第 50 回規約策定委員会
資 料 5—2
令和2年8月4日

報告事項（2）

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

個人型年金規約第90条の2第4項に基づく報告

指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由

運用管理機関登録番号	番号	運営管理機関名	提示を始める日	商品名	分類		選定理由	特定期間	満了期間
					種類	個人型年金積約第91条第1項の分類			
1	001	株式会社 みずほ銀行	2018.5.1	みずほDC定期預金 (1年) (プラン名:みずほ個人型プラン)	第91条 第1項 第1号イ 預金又は貯 金の預入	相手方 みずほ銀行 種類 定期 預金 預入機関 1年 (受付金融機関 みずほ銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるもの元本が確保される当該商品を選定運用方法として選定	3か月	2週間
	002		2018.5.1	みずほDC定期預金 (1年) (プラン名:みずほiDeCo)	第91条 第1項 第1号イ 預金又は貯 金の預入	相手方 みずほ銀行 種類 定期 預金 預入機関 1年 (受付金融機関 みずほ銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるもの元本が確保される当該商品を選定運用方法として選定	3か月	2週間
	003		2018.5.1	農中確定拠出年金 1年定期 (プラン名:みずほJ個人型プラン)	第91条 第1項 第1号イ 預金又は貯 金の預入	相手方 農林中央中央金庫 種類 定期預金 預入機関 1年 (受付金融機関 みずほ銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるもの元本が確保される当該商品を選定運用方法として選定	3か月	2週間
	004		2018.5.1	みずほDC定期預金 (1年) (プラン名:四国みずほ)	第91条 第1項 第1号イ 預金又は貯 金の預入	相手方 みずほ銀行 種類 定期 預金 預入機関 1年 (受付金融機関 四国銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるもの元本が確保される当該商品を選定運用方法として選定	3か月	2週間
	005		2018.5.1	みずほDC定期預金 (1年) (プラン名:しみずiDeCo)	第91条 第1項 第1号イ 預金又は貯 金の預入	相手方 みずほ銀行 種類 定期 預金 預入機関 1年 (受付金融機関 清水銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、元本確保型商品で、中途解約時に中途解約利率が適用されるもの元本が確保される当該商品を選定運用方法として選定	3か月	2週間
	006		2018.5.1 2020.6.1 ※商品の入替	イオン・バランス戦略 ファンド	第91条 第1項 第3号又 有価証券の 売買	国際証券コード JP90C000DQY4 (受付金融機関 イオン銀行)	運用により見込まれる利益(リターン)、損失の可能性(リスク)、運用に係る手数料、および運用結果として拠出した掛金の合計額を上回る可能性等を総合的に考慮し、複数資産への分散投資を行うバランス型ファンドのなかで、投資環境の変化等に応じて機動的に資産配分比率を変更することにより、リスク抑制を行う機能を有する当該商品を選定	3か月	2週間